

「特定投資家」制度に関するお知らせ

金融商品取引法制（金融商品取引法並びにこれを準用する銀行法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律その他関連法規をいいます。以下同じ。）においては、その知識・経験・財産の状況から、お客さまを「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」（以下「一般投資家」といいます。）に区分しています。

以下のいずれかに該当するお客さまにつきましては、金融商品取引法制上の「特定投資家」のうち、「一般投資家」に移行可能な「特定投資家」に該当します。

特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（特殊法人・独立行政法人）
 金融商品取引法第79条の21に規定する投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、
 保険業法第259条に規定する保険契約者保護機構
 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）
 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社（上場会社）
 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社
 金融商品取引業者又は金融商品取引法第63条第5項に規定する特例業務届出者である法人
 外国法人

なお、適格機関投資家、国、日本銀行も「特定投資家」に該当しますが、「一般投資家」への移行ができません。

金融商品取引法制においては、「特定投資家」に対する規制内容の柔軟化が図られており、「特定投資家」に該当するお客さまとの金融商品取引契約（金融商品取引法第34条）特定預金等契約（銀行法第13条の4）及び特定信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2）（以下「対象契約」といいます。）の締結の勧誘又は締結に関しましては、金融商品取引法第45条各号（銀行法第13条の4及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2によって準用する場合を含みます。）に掲げる規定に基づく行為規制は適用されません。具体的には、後記「「特定投資家」に適用されない行為規制について」に記載の規制が適用除外となります。

上記の「特定投資家」に該当する法人のお客さまにつきましては、弊行に対して、法に定められた契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する対象契約に関して、自己を「一般投資家」として取り扱うようお申し出いただくことが可能です。

「契約の種類」とは、弊行が取り扱う商品では以下のとおりです。

契約の種類	契約の種類に属する対象契約の例
有価証券	有価証券の売買等
デリバティブ	金利デリバティブ取引、為替デリバティブ取引、天候デリバティブ取引等の店頭デリバティブ取引等
特定預金等契約	外貨預金、デリバティブ預金等
特定信託契約	デリバティブ内包受益権等

ご希望される場合は、契約締結前に、その旨を弊行所定の書面にてお申し出下さい。お申し出をいただいた場合は、弊行より、対象となる契約の種類、承諾日等を記載した承諾書を交付し、承諾日以降は、お客さまを「一般投資家」としてお取り扱いさせていただきます。

また、一度「一般投資家」としてのお取り扱いをお申し出いただき、「一般投資家」と同じ取扱いを受けた場合でも、再び「特定投資家」として取り扱うよういつでもお申し出いただくことが可能です。

ご希望される場合は、その旨を弊行所定の書面にてお申し出下さい。お申し出をいただいた場合は、弊行より、対象となる契約の種類、承諾日等を記載した承諾書を交付し、承諾日以降は、お客さまを「特定投資家」としてお取り扱いさせていただきます。

なお、弊行では、お客さまが特に希望されない限り、「特定投資家」に該当するお客さまにつきましても、「一般投資家」であるお客さまと同様の手続を取らせていただきます。

「特定投資家」に適用されない行為規制について （金融商品取引法（以下「法」といいます。）第45条各号に掲げる規定）

< 一般的規制 >

広告等の規制（法第37条）

金融商品取引業者等は、広告等について、所定の方法によりリスクや手数料の額等を明瞭かつ正確に表示しなければならない。また、利益の見込み等について、著しく事実に相違し、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

取引態様の事前明示義務（法第37条の2）

金融商品取引業者等は、お客さまから有価証券の売買等の注文を受けたときは、あらかじめ、自己がその相手方となって取引を成立させるのか、又は取次ぎ等により取引を成立させるのか、その別を明らかにしなければならない。

契約締結前の書面交付（法第37条の3）

金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等を行うときは、あらかじめ、取引の概要、リスク及び手数料等を記載した書面を交付しなければならない。

契約締結時等の書面交付（法第37条の4）

金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等が成立したときは、遅滞なく、取引等の内容を記載した書面を交付しなければならない。

適合性の原則（法第40条）

金融商品取引業者等は、有価証券等の取引等について、お客さまの知識、経験、財産の状況及び取引等の目的に照らして不相当と認められる勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない。

< 金融先物取引契約関連 >

不招請勧誘の禁止（法第38条）

金融商品取引業者等は、取引等の勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問し又は電話をかけて、取引等の勧誘をしてはならない。

勧誘受諾意思の確認（法第38条）

金融商品取引業者等は、取引等の勧誘に先立って、お客さまに対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘してはならない。

再勧誘の禁止（法第38条）

金融商品取引業者等は、取引等の勧誘を受けたお客さまがその取引等の締結をしない旨の意思を表示したにもかかわらず、その取引等の勧誘を継続してはならない。

なお、上記は、金融商品取引法の内容を要約・抜粋したものであり、条文そのものではありません。詳細については、金融商品取引法並びにこれを準用する銀行法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律その他関連法規の該当条文等をご参照下さい。